

国立大学法人上越教育大学と上越市との ものづくり支援パートナーに関する協定書

国立大学法人上越教育大学（以下「甲」という。）と上越市（以下「乙」という。）は、相互の特色を尊重し、緊密かつ組織的な連携・協力を推進することにより、工業振興と産業の発展及び人材育成において寄与するとともに、地域経済の活性化を図り、もって地域社会に貢献することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲と乙は、この協定に基づき、次の各号に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 甲の教育研究に資すること。
- (3) 産業人材の育成に関すること。
- (4) その他連携・協力に関する必要な事項

(協議)

第2条 この協定に疑義が生じるとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年9月13日

甲 国立大学法人上越教育大学長

若井 彌一



乙 上越市長

村 二 秀 幸

